

教職第1370-3号
令和7年2月26日

関係市町村立小・中・特別支援学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

障害者会計年度任用職員及び就業補助員に係る年度末の報酬等について（通知）

日頃、障害者会計年度任用職員・就業補助員への報酬・費用弁償支給事務について、御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、年度末が近付いてまいりましたので、お手数ですが、別添の「令和6年度末の報酬及び費用弁償について」を該当職員に必ず交付し、下記のとおり御説明願います。

3月中に欠勤や無給休暇があった場合の返納方法の変更点

任期満了後、令和7年4月から同一職員番号での継続任用がある職員については、令和7年3月中に欠勤や無給休暇があった場合に、その減額分を令和7年4月報酬から控除して返納していただくこととなりましたので御注意ください。なお、継続任用が無い場合は、令和6年4月同様に返納通知書により返納していただくこととなります。

記

1 報酬及び費用弁償について

（1）2月中に欠勤や無給休暇があった場合

2月分（2月1日～2月28日）の報酬は2月21日（金）に満額（1月中に欠勤や無給休暇が無い場合）支給しております。2月中の欠勤や無給休暇があった場合は、多く支払いを受けたこととなりますので、勤務しなかった1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を御返納いただきます。

返納額は、令和7年3月21日（金）支払の3月分報酬額から減額することで調整します。なお、2月例月処理期間内に2月分の欠勤や無給休暇の報告が済んでいる職員については、令和7年2月21日（金）支払の2月分報酬にて減額済みです。

（2）3月中に欠勤や無給休暇があった場合

3月分（3月1日～3月31日）の報酬は3月21日（金）に満額（2月中に欠勤や無給休暇が無い場合）支給します。3月中に欠勤や無給休暇があった場合は、多く支払

いを受けたこととなりますので、勤務しなかった1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を御返納いただきます。

4月から同一職員番号での継続任用がある場合は、令和7年4月21日（月）支払の4月分報酬額から減額することで調整します。

4月から再度の任用がない場合は、4月以降に職員本人宛ての「返納通知書」を対象の学校宛てに送付いたしますので、本人にお渡しください。また、該当する職員がいましたら、予め通知書送付の旨を本人へお伝え願います。

なお、3月例月処理期間内に3月分の欠勤や無給休暇の報告が済んでいる職員については、令和7年3月21日（金）支払の3月分報酬にて減額します。

（3）費用弁償について

実際に通勤した回数に応じて前月分を支給しますので、返納は原則発生しません。

※ 来年度の任用の有無に関わらず、2月分費用弁償は3月に、3月分費用弁償は4月に支給します。

2 共済掛金及び互助会掛金について

（1）2月支給分から控除される共済掛金及び互助会掛金

共済・互助会掛金は、当月分を当月支給する報酬から控除します。

よって、令和7年2月21日（金）に支給する2月分（2月1日～2月28日）の報酬額からは、2月分の共済・互助会掛金を控除しています。

（2）3月支給分から控除される共済掛金及び互助会掛金

令和7年3月21日（金）に支給する3月分（3月1日～3月31日）の報酬額からは、3月分の共済・互助会掛金を控除します。

3 社会保険料（厚生年金保険料）について

（1）2月支給分から控除される社会保険料

社会保険料は、前月分を当月支給する報酬から控除します。

よって、令和7年2月21日（金）に支給する2月分（2月1日～2月28日）の報酬額からは、1月分の手続き料を控除しています。

（2）3月支給分から控除される社会保険料

令和7年3月21日（金）に支給する3月分（3月1日～3月31日）の報酬額からは、2月分及び3月分の手続き料を控除します（2か月控除）。

- ※ 任期满了につき、3月分の社会保険料を4月分報酬から控除できないためです。
なお、4月に再度の任用があった場合にも、年度を跨ぐため、同様の処理とします。
- ※ 2月中の欠勤や無給休暇により報酬額が減額となり、社会保険料等が控除できなかった場合は、控除できないことが分かり次第、職員本人宛ての「納入通知書」を対象の学校宛てに送付します。

4 住民税の一括徴収について（令和7年3月からの変更点）

住民税の特別徴収を行っている職員については、3月分の報酬から3か月分（3月から5月分）の住民税を控除します。

なお、3月分の報酬額が少なく1か月分の住民税しか控除できず、令和7年4月以降に引き続き雇用がある場合は、4月分及び5月分の住民税をそれぞれ当月控除します（令和7年4月以降の報酬から控除できない場合は、普通徴収となります）。

※昨年度は引き続き雇用がある場合は、3月～5月分の住民税はそれぞれ当月に控除しており、引き続き雇用が無い場合は、普通徴収をしておりました。

担 当 県費事務担当 鈴木
電 話 048-825-0010

令和 6 年度末の報酬及び費用弁償について

日頃、小・中学校での教育活動に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、現在の任用期間は令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。今年度勤務した分の報酬及び費用弁償の支給等について、下記のとおりお知らせいたしますので御確認願います。

記

1 報酬について

- (1) 令和 7 年 2 月分（2 月 1 日～2 月 28 日）報酬の支払予定日

令和 7 年 2 月 21 日（金）

令和 7 年 3 月分（3 月 1 日～3 月 31 日）報酬の支払予定日

令和 7 年 3 月 21 日（金）

- (2) 2 月中に欠勤や無給休暇があった場合について

2 月分（2 月 1 日～2 月 28 日）の報酬は 2 月 21 日（金）に満額（1 月中に欠勤や無給休暇が無い場合）支給します。2 月中に欠勤や無給休暇があった場合は、多く支払いを受けたこととなりますので、勤務しなかった 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの報酬額を御返納いただきます。

返納額は、令和 7 年 3 月 21 日（金）支払の 3 月分報酬額から減額することで調整します。

なお、2 月例月処理期間内に 2 月分の欠勤や無給休暇の報告が済んでいる職員については、令和 7 年 2 月 21 日（金）支払の 2 月分報酬にて減額済みです。（教職第 1370—3 号参照）

- (3) 3 月中に欠勤や無給休暇があった場合について

3 月分（3 月 1 日～3 月 31 日）の報酬は 3 月 21 日（金）に満額（2 月中に欠勤や無給休暇が無い場合）支給します。3 月中に欠勤や無給休暇があった場合は、多く支払いを受けたこととなりますので、勤務しなかった 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの報酬額を御返納いただきます。

4 月から同一職員番号で継続任用された職員は、令和 7 年 4 月 21 日（月）支払の 4 月分報酬額から減額することで調整します。

4 月から再度の任用がない職員は、4 月以降、教職員課から勤務校経由で「返納通知書」を送付しますので、記載されている返納額を納入期限までに金融機関等で必ず納付してください。

なお、3 月例月処理期間内に 3 月分の欠勤や無給休暇の報告があった場合には、令和 7 年 3 月 21 日（金）支払の 3 月分報酬から減額されます。（教職第 1370—3 号参照）

2 費用弁償について

- (1) 令和 7 年 2 月分（2 月 1 日～2 月 28 日）費用弁償の支払予定日

令和 7 年 3 月 21 日（金）

令和7年3月分（3月1日～3月31日）費用弁償の支払予定日
令和7年4月21日（月）

（2）欠勤や休暇があった場合について

実際に通勤した回数に応じて支給しますので、返納は原則発生いたしません。

3 共済掛金及び互助会掛金について

（1）2月支給分から控除される共済掛金及び互助会掛金

共済・互助会掛金は、当月分を当月支給する報酬から控除します。

よって、令和7年2月21日（金）に支給する2月分（2月1日～2月28日）の報酬額からは、2月分の共済・互助会掛金を控除します。

（2）3月支給分から控除される共済掛金及び互助会掛金

令和7年3月21日（金）に支給する3月分（3月1日～3月31日）の報酬額からは、3月分の共済・互助会掛金を控除します。

4 社会保険料（厚生年金保険料）について

（1）2月支給分から控除される社会保険料

社会保険料は、前月分を当月支給する報酬から控除します。

よって、令和7年2月21日（金）に支給する2月分（2月1日～2月28日）の報酬額からは、1月分社会保険料を控除します。

（2）3月支給分から控除される社会保険料

令和7年3月21日（金）に支給する3月分（3月1日～3月31日）の報酬額からは、2月分及び3月分社会保険料を合わせ、2か月分控除します。

5 住民税の一括徴収について（令和7年3月からの変更点）

住民税の特別徴収を行っている職員については、3月分の報酬から3か月分（3月から5月分）の住民税を控除します。

なお、3月分の報酬額が少なく1か月分の住民税しか控除できず、令和7年4月以降に引き続き雇用がある場合は、4月分及び5月分の住民税をそれぞれ当月控除します（令和7年4月以降の報酬から控除できない場合は、普通徴収となります）。

別紙 返納額の計算及び事務処理について

(1) 2月中に欠勤や無給休暇があった場合について

- 【例】・月曜日から金曜日まで1日6時間勤務 週30時間勤務
・報酬月額 192,100円
・2月3日欠勤、2月21日私傷病の病気休暇（無給休暇）を取得
→2月中の勤務しなかった時間 計12時間

2月21日に支給される 2月分の報酬額	192,100円
勤務1時間当たりの報酬額 (1円未満四捨五入)	1,478円 (192,100円×12月／52週×30時間)
勤務しなかった時間	12時間
2月分の正しい報酬額	174,364円 (192,100円－1,478円×12時間)
返納額 ※3月分の報酬額から減額します	17,736円 (192,100円－174,364円)

(2) 3月中に欠勤や無給休暇があった場合について

- 【例】・月曜日から木曜日まで1日5時間勤務 週20時間勤務
・報酬月額 128,100円
・3月10日～14日私傷病の病気休暇（無給休暇）を取得、3月21日2時間欠勤
→3月中の勤務しなかった時間 計22時間

3月21日に支給される 3月分の報酬額	128,100円
勤務1時間当たりの報酬額 (1円未満四捨五入)	1,478円 (128,100円×12月／52週×20時間)
勤務しなかった時間	22時間

3月分の正しい報酬額	95,584円 (128,100円－1,478円×22時間)
返納額＊1	32,516円 (128,100円－95,584円)

＊1：4月から継続して任用がある場合は、4月分の報酬額から減額します。

4月から再度の任用が無い場合は、4月以降に返納通知書を学校宛てに送付いたします。